

ストレスチェックで 働きやすい職場づくりを



～ストレスチェックとは、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です～

実施義務のある事業場

常時**50人以上**の労働者を
使用する事業場

50人未満

努力義務→義務化へ
※下記参照

実施義務があるのは常時50人以上の労働者を使用する事業場とありますが、契約期間（1年以上）や週の労働時間（通常の労働者の4分の3以上）をもとに判断すればいいですか？



日雇労働者やパートタイム労働者等の臨時的労働者の数を含めて、常態として、使用する労働者の数がその数以上であれば実施義務があります。

例えば週1回しか出勤しないようなアルバイトやパート労働者であっても、継続して雇用し、常態として使用しているのであれば、常時使用している労働者として50人のカウントに含める必要があります。

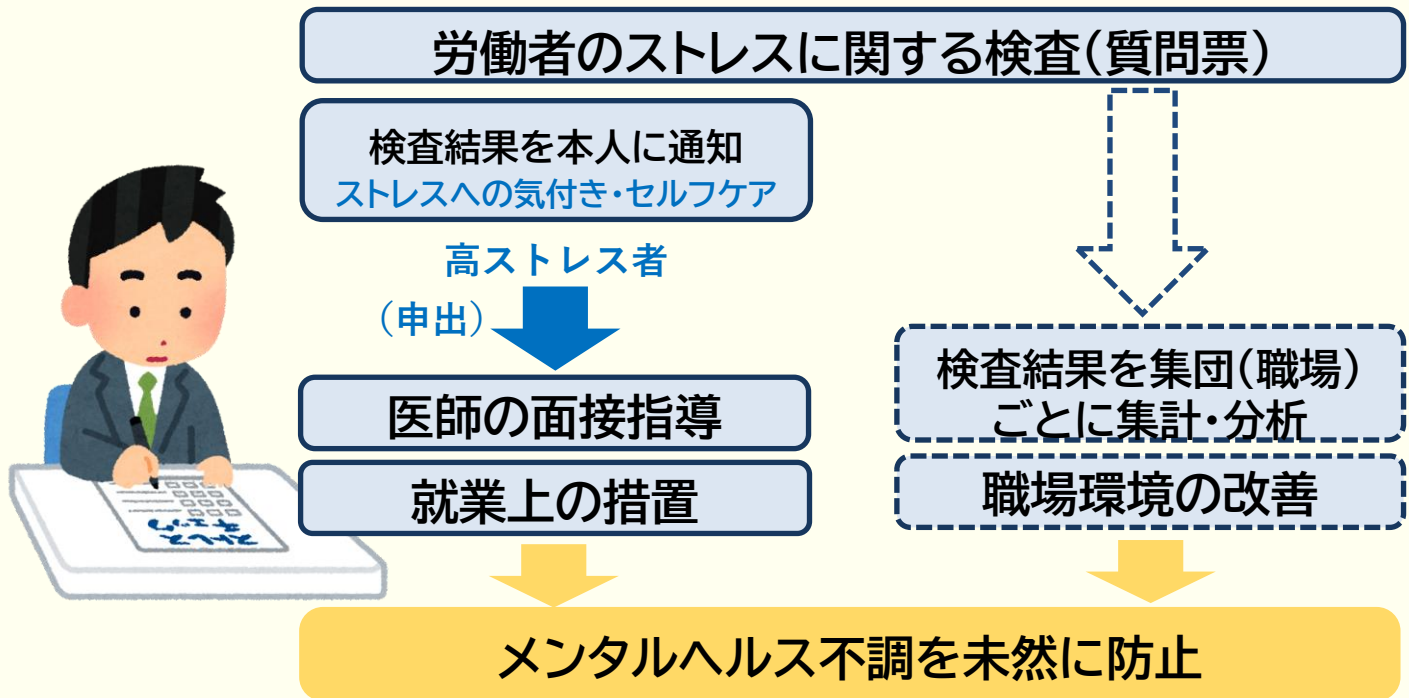
改正法のポイント

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、メンタルヘルス対策の取組の強化のため、50人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施が義務付けられました。

施行期日については、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保するため、「改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされています。

相模原労働基準監督署

ストレスチェック制度の大まかな流れ



導入の前に…

- ◆「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- ◆衛生委員会等で、ストレスチェック制度の実施方法等を話し合しましょう。
- ◆話し合いで決まったことを社内規定として明文化し、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

話し合う必要がある事項(主なもの)

- ①ストレスチェックは誰に実施させるのか。
- ②ストレスチェックはいつ実施するのか。
- ③どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するのか。
- ④どんな方法でストレスの高い人を選ぶのか。
- ⑤面接指導の申出は誰にすればよいのか。
- ⑥面接指導はどの医師に依頼して実施するのか。
- ⑦集団分析はどんな方法で行うのか。
- ⑧ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか。

神奈川産業保健総合支援センターのご案内

神奈川産業保健総合支援センターでは、中小規模事業場(労働者300人未満)を対象に、ストレスチェック制度の導入や、メンタルヘルス対策の進め方等について、メンタルヘルス対策の専門家が無料で訪問支援を行っています。



詳しくはこちら
⇒

